

日本、中国その他の地域で新しく制定された法令に関する情報とともに、各種商取引、会社の買収、労働問題、訴訟その他の紛争処理手続等、企業法務に有益な情報をお届けします。

## H&H 最新法令情報

No.60

2018年12月28日

「H&H最新法令情報」(No. 60)をお送りします。本号の《中国の最新法令》では、本年7月及び8月に中国で発布または施行された法令を紹介しています。中国法務《基本のき》では「中国の訴訟時効に関する規定の改正」を掲載しました。ご一読いただければと思います。

なお、当事務所は、新年から「弁護士法人 久田・神保法律事務所」と名称を変更して再スタートすることになりました。このニューズレターも次号からは「H&J 最新法令情報」と名称を改め、さらに内容を充実させていきたいと思っております。引き続き、ご愛読いただければと存じます。

それでは、皆様、どうぞよい年をお迎えください。

久田・橋口法律事務所

### 目次

■ 中国の最新法令(7-8月)	
【法律】	
電子商取引法 .....	2
土壤汚染防止法 .....	2
「中華人民共和国個人所得税」の改正に関する決定 .....	3
【行政法規】	
国務院による一部の行政許可等の廃止に関する決定 .....	3
【司法解釈】	
「中華人民共和国民法総則」訴訟時効制度の適用若干問題に関する解釈 .....	4
■ 中国法務「基本のき」	
中国の訴訟時効に関する規定の改正 .....	5

## 中国の最新法令(7-8月)

## 【法律】

## ■ 电子商务法

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第7号

[发布日期] 2018年8月31日

[施行日期] 2019年1月1日

## [概要]

本法は适用于通过互联网等信息网络在中国境内销售商品或者提供服务的经营活动的法律，就电子商务平台经营者、平台内经营者以及通过自建网站、其他网络服务销售商品或者提供服务的电子商务经营者的经营活动、电子商务合同的订立与履行、电子商务争议的解决以及法律责任等作出规定。

但是，本法不适用于金融相关产品和服务、利用信息网络提供新闻信息、音视频节目、出版以及文化产品等服务（第2条）。

[法令原文] [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-08/31/content\\_2060172.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-08/31/content_2060172.htm)

## ■ 土壤污染防治法

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第8号

[发布日期] 2018年8月31日

[施行日期] 2019年1月1日

## [概要]

本法就①土壤污染的定义、②防止土壤污染的规划、普查和监测、③预防和保护措施、④风险管控和修复、⑤防止污染的保障和监督、⑥法律责任等作出规定。

发生土壤污染时，原则上土壤污染责任人负有实施土壤污染风险管控和修复的义务。土壤污染责任人无法认定的，土地使用权人负有这些义务（第45条）。

[法令原文] [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-08/31/content\\_2060158.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-08/31/content_2060158.htm)

## ■ 電子商取引法

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第7号

[発布期日] 2018年8月31日

[施行期日] 2019年1月1日

## [概要]

本法は、インターネット等の情報ネットワークを通じて中国国内で商品を販売し又はサービスを提供する経営活動に適用される法律で、電子商取引プラットフォーム事業者、プラットフォーム内事業者及び自ら構築したサイト、その他のネットワークサービスを通じて商品を販売し又はサービスを提供する電子商取引事業者の経営活動、電子商取引契約の締結と履行、電子商取引紛争の解決及び法的責任等について規定している。

但し、本法は、金融関連商品及びサービス、情報ネットワークを利用して提供されるニュース情報、オーディオ・ビデオ番組、出版及び文化製品等のサービスには適用されない（第2条）。

## ■ 土壤污染防治法

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第8号

[発布期日] 2018年8月31日

[施行期日] 2019年1月1日

## [概要]

本法は、①土壤污染の定義、②土壤污染防治のための計画、調査及び監視、③予防及び保護措置、④リスク管理、制御及び修復、⑤污染防治のための保障及び監督、⑥法的責任等について規定している。

土壤污染が発生した場合は、原則として土壤汚染責任者が土壤汚染リスク管理、制御及び修復に関する義務を負う。土壤汚染責任者を認定できない場合は、土地使用者がこれらの義務を負う（第45条）。

■ 关于修改《中华人民共和国个人所得税法》的决定

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第九号

[发布日期] 2018年8月31日

[施行日期] 2019年1月1日

[概要]

本决定对《个人所得税法》作出了修改，特别注意的是在“居民”的定义中引入了“183天”的规定。

根据修改后的《个人所得税法》，日本人在一个纳税年度在中国境内居住累计183天以上的，为“居民个人”，就1年的中国境内外的所得被综合征收个人所得税。但是，根据目前公布的《个人所得税法实施条例》草案，在居住期间超过5年之前，就境外支付的来源于境外的所得不征税。

另外，一个纳税年度内的累计居住期间不满183天的，为“非居民个人”，仅就来源于中国境内的所得征税（第2条、第6条）。根据目前公布的《个人所得税法实施条例》草案，不满30天的临时离境与现行法相同，不能将这段期间从居住期间中进行扣除。

[法令原文] [http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-08/31/content\\_2060151.htm](http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2018-08/31/content_2060151.htm)

■ 「中華人民共和國個人所得稅」の改正に関する決定

[發布部門] 全國人民代表大會常務委員會

[發布番號] 主席令第九號

[發布日期] 2018年8月31日

[施行日期] 2019年1月1日

[概要]

本決定は「個人所得稅法」を改正するもので、特に注目されるのは、「居住者」の定義に「183日」のルールを導入したことである。

改正「個人所得稅法」によると、日本人が1納稅年度内に中国国内で累計183日以上居住した場合は「居住者個人」として、1年間の中国内外の所得について個人所得稅が綜合課稅されます。但し、現在公表されている「個人所得稅法實施條例」草案によると、居住期間が5年を超えるまでは、国外で支給される国外源泉所得には課稅されないことになるようである。

他方、1納稅年度内の累計居住期間が183日に満たない場合は、「非居住者個人」として中国国内源泉所得についてのみ課稅されることになる（第2条、第6条）。「個人所得稅法實施條例」草案によると、30日未満の一時的な出国は、現行法同様、これを居住期間から控除することはできないことになるようである。

【行政法規】

■ 国务院关于取消一批行政许可等事项的决定

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国发〔2018〕28号

[发布日期] 2018年7月28日

[施行日期] 2018年7月28日

[概要]

本决定取消了11项行政许可等。与外商投资企业相关的项目中被取消的项目有①台港澳人员在内地就业许可、②外商投资道路运输业立项审批、③设立分公司备案、④外商投资合伙企业设立、变更、注销分支机构备案⑤营业执照作废声明。

[法令原文] [http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-08/03/content\\_5311485.htm](http://www.gov.cn/zhengce/content/2018-08/03/content_5311485.htm)

■ 國務院による一部行政許可等の廃止に関する決定

[發布部門] 國務院

[發布番號] 國發〔2018〕28號

[發布日期] 2018年7月28日

[施行日期] 2018年7月28日

[概要]

本決定により、11項目の行政許可等が取り消された。外商投資企業に關係する項目で取り消されたものとしては、①台灣・香港・マカオの人員の大陸における就業許可、②外商投資道路運送業の立件審査認可、③分公司設立の届出、④外商投資パートナーシップ企業による分支機構の設立、變更、抹消の届出、⑤營業許可証の無効聲明がある。

【司法解釈】

- 关于适用《中华人民共和国民事诉讼法总则》诉讼时效制度若干问题的解释

[发布部门] 最高人民法院

[发布文号] 法释〔2018〕12号

[发布日期] 2018年7月18日

[施行日期] 2018年7月23日

[概要]

本司法解释明确了《民法通则》的诉讼时效期间的规定和2017年10月施行的《民法总则》的诉讼时效期间的规定的适用关系。详见下述“基本のき”。

[法令原文] <http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-108251.html>

- 「中華人民共和國民法總則」訴訟時効制度の適用若干問題に関する解釈

[發布部門] 最高人民法院

[發布番号] 法積〔2018〕12号

[發布期日] 2018年7月18日

[施行期日] 2018年7月23日

[概要]

本司法解释は、「民法通則」の訴訟時効期間の規定と2017年10月に施行された「民法總則」の訴訟時効期間の規定の適用關係を明確にしたものである。詳細は、下記「基本のき」をご参照ください。

【臧晶】

## 中国法務「基本のき」

## 中国の訴訟時効に関する規定の改正

【ご質問】中国の訴訟時効に関する規定が変更されたと聞きました。訴訟時効とはどのような制度で、どのような変更がなされたのでしょうか。

日本法には「消滅時効」という制度があり、権利者が一定の期間権利を行使せず、義務者が時効を援用（主張）すると、訴訟上は当該権利が消滅したものとして取り扱われることになります。

この消滅時効に相当する制度として、中国には「訴訟時効」という制度があります。これによると、権利者が一定の期間権利を行使せず、義務者が時効を援用すると、当該権利は訴訟上保護されないことになっています（「民法通則」第 188 条、第 192 条）。仲裁手続についても、別段の規定がない限り、訴訟時効の規定が適用されます（「民法総則」第 198 条）。

■ 「民法総則」の制定と訴訟時効

訴訟時効に関しては、1987 年に施行された「民法通則」に規定があり、従前は「民法通則」の規定が適用されていました。しかし、2017 年 10 月 1 日に施行された「民法総則」にも訴訟時効の規定が置かれました。

「民法総則」と「民法通則」の訴訟時効の規定が抵触する場合は、新法である「民法総則」の規定が優先的に適用されます（「立法法」第 92 条）。

■ 訴訟時効の期間及び起算点

「民法通則」と「民法総則」が規定する訴訟時効期間及び起算点を対比すると、以下のとおりとなります。

民法通則第 135 条 人民法院に対し民事権利の保護を請求する訴訟時効の期間は、法律に別段の定めがある場合を除き、2 年とする。	民法総則第 188 条 人民法院に対し民事権利の保護を請求する場合の訴訟時効期間は、3 年とする。法律に別段の定めがある場合は、その定めに従う。
---	---

<p>民法通則第 136 条</p> <p>次の各号に掲げる訴訟時効の期間は、1年とする。</p> <p>(1) 身体に傷害を受け、賠償を請求する場合</p> <p>(2) 品質不合格の商品を販売し、未だ公告していない場合</p> <p>(3) 賃借料の支払いを遅延または拒否している場合</p> <p>(4) 預けた財物が紛失または損壊した場合</p>	
<p>民法通則第 137 条</p> <p>訴訟時効の期間は、権利の侵害を知りまたは知り得べき時から起算する。但し、権利が侵害された日から 20 年を超えた場合には、人民法院はこれを保護しない。特別な事情がある場合には、人民法院は訴訟時効の期間を延長することができる。</p>	<p>訴訟時効の期間は、権利者がその権利が侵害されたこと及び義務者を知りまたは知り得べき日から起算する。法律に別段の定めがある場合は、その定めに従う。但し、権利が侵害された日から 20 年が経過した場合には、人民法院はこれを保護しない。特別な事情がある場合は、人民法院は権利者の申立に基づき延長を決定することができる。</p>

「民法総則」は、上記のとおり、「民法通則」の 1 年及び 2 年の訴訟時効の期間を一律に 3 年に変更しました。但し、国際的な物品売買契約及び技術輸出入契約に基づく請求の場合は、訴訟時効期間は 4 年となります（「契約法」第 129 条）。

契約に基づく債権の訴訟時効期間は、債務に履行期間の定めがある場合は弁済期の翌日から起算します。分割履行を約定した場合は、訴訟時効期間は、最後の履行期間の満了日から起算することになります（「民法総則」第 189 条）。

債務に履行期間の定めがない場合は、「契約法」第 61 条、第 62 条の規定により履行期間を確定できるときは履行期間の満了日から、履行期間を確定することができないときは、債権者が債務者に義務の履行を求めた際に与えた猶予期間の満了日から起算します。但し、債務者が義務を履行しない意思を明確に表示した場合には、訴訟時効は債

務者が義務を履行しない意思を明確に表示した日から起算します（「訴訟時効司法解釈」<sup>1</sup>第6条）

#### ■ 経過規定

「民法総則」は2017年10月1日に施行されましたから、現在進行中の訴訟時効については、2年を適用するかそれとも3年を適用するかが問題となります。そこで、最高人民法院は、『民法総則』の訴訟時効制度の適用の若干問題に関する解釈（以下「総則の訴訟時効解釈」という）を制定して、以下のとおり規定しました（第1条ないし第3条）。

2017年10月1日前に「民法通則」の2年または1年を満了した場合	「民法通則」の2年または1年の訴訟時効
2017年10月1日に訴訟時効期間が「民法通則」の2年または1年を満たない場合	「民法総則」の3年訴訟時効を適用する。
2017年10月1日の後に訴訟時効期間の計算を開始した場合	「民法総則」の3年訴訟時効を適用する。

#### ■ 訴訟時効の停止と中断

訴訟時効期間の最後の6か月内に以下のいずれかの事由が発生した場合、訴訟時効は停止します。停止した訴訟時効は、上記事由が除去された日から6か月が経過した時点で満了します（「民法総則」第194条）。

- ① 不可抗力
- ② 民事行為無能力者もしくは制限民事行為能力者に法定代理人がなく、または法定代理人が死亡し、民事行為能力を喪失し、もしくは代理権を喪失した場合
- ③ 相続開始後、相続人または相続財産管理人が確定しない場合
- ④ 権利者が義務者またはその他の者によって支配されている場合
- ⑤ その他権利者が請求権を行使できない障害

以下の事由が生じた場合は訴訟時効が中断し、中断した訴訟時効は中断または関連手続が終了した時から改めて進行します（「民法総則」第195条）。

- ① 権利者が義務者に対し履行を請求した場合

<sup>1</sup> 正式名称は、「民事事件の審理における訴訟時効制度の適用に関する若干問題に関する規定（法釈〔2008〕11号）」です。

- ② 義務者が義務の履行に同意した場合
- ③ 権利者が訴訟を提起し、または仲裁を申し立てた場合
- ④ 訴訟の提起または仲裁の申立と同等の効力を有するその他の事由

上記①は日本法の「催告」に相当する時効中断事由ですが、一定期間内に裁判上の請求等をするを要求されていません。上記②に該当する場合としては、債務者が債務の分割履行、一部履行、担保の提供、履行期間延長の請求、債務弁済計画の作成等の承諾または行為をした場合があります（「訴訟時効司法解釈」第16条）上記④に該当する場合としては、支払命令の申立て、破産の申立て、訴訟前の財産保全の申立て、強制執行の申立てを挙げることができます（「訴訟時効司法解釈」第13条）。

なお、権利侵害の日から20年が経過した場合には、所定の訴訟時効期間が経過していても権利は保護されません（「民法総則」第188条2項）。この20年の期間は除斥期間であり、中断及び停止の制度は適用されません（「民法通則意見」2第175条第2項）。

#### ■ 訴訟時効の援用

訴訟時効期間が満了した場合、義務者は時効を援用することができます。但し、訴訟時効期間の満了後に義務者が履行に同意した場合は、時効を援用することができません。また、義務者がすでに自らの意思により履行をした場合は、返還を請求することはできません（「民法総則」第192条）。

時効の援用は、原則として第一審手続においてなされなければなりません。第二審で時効を援用することができるのは、新しい証拠に基づき相手当事者の請求権について訴訟時効期間が経過していることを証明できる場合に限られます（「訴訟時効司法解釈」第4条）。

なお、人民法院は、義務者が時効を援用しない限り、訴訟時効の規定を適用することはできません（「民法総則」第193条）。

#### ■ 訴訟時効の利益の放棄等

訴訟時効の期間、計算方法及び停止、中断の事由について、当事者は法律の規定と異なる合意をすることはできませんし、事前に時効の利益を放棄することもできません

---

<sup>2</sup> 正式名称は、『「民法通則」の全面的執行過程における若干問題に関する意見（試行）（法（弁）発〔1988〕6号）』です。

(「民法総則」第197条)。

■ 国際取引と訴訟時効

中国国内の取引には中国法が適用されますから、中国の訴訟時効の規定が適用されません。国際取引の場合は、契約の準拠法が定める時効の規定によることとなります。したがって、日中間の取引において契約の準拠法を日本法とした場合は日本の消滅時効の規定が適用され、準拠法を中国法とした場合は中国の訴訟時効の規定が適用されることとなります(「涉外民事関係法律適用法」第7条)。

【久田眞吾、臧晶】

---

久田・橋口法律事務所

---

ウェブサイト：<http://www.lexhh.com/> 電子メール：[info@lexhh.com](mailto:info@lexhh.com)



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。  
本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関または専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。  
本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページまたは上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。